（審理官）

第五百三十六条の三　沖縄国税事務所に、審理官一人を置く。

2　審理官は、第四百六十八条の三各号に掲げる事務（間税課の所掌に属するものを除く。）をつかさどる。

（企画調整官）

第五百三十六条の四　［略］

2　［略］

（主任国税管理官）

第五百三十九条の三　沖縄国税事務所に、主任国税管理官十人以内を置く。

2　［略］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十三人以内を置く。

2　［略］

（国税実査官）

第五百四十条　［略］

2　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課の国税実査官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を処理する。

一　第五百二十五条第三号から第九号までに規定する事務

二　第五百二十六条に規定する第四百六十九条第二号、第四号及び第五号に掲げる事務

三　第五百二十七条に規定する第四百七十条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び同条第二項に掲げる事務

四　第五百二十八条に規定する第四百七十二条第二号、第三号、第五号及び第六号に掲げる事務

五　［略］

六　第五百三十条各号に掲げる事務

3　［略］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百四十六人以内を置く。

2　［略］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長五百三人以内を置く。

［2・3　略］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［略］

［2～4　略］

［条を加える。］

（企画調整官）

第五百三十六条の三　［同上］

2　［同上］

（主任国税管理官）

第五百三十九条の三　沖縄国税事務所に、主任国税管理官九人以内を置く。

2　［同上］

（国税管理官）

第五百三十九条の四　沖縄国税事務所に、国税管理官二百四十一人以内を置く。

2　［同上］

（国税実査官）

第五百四十条　［同上］

2　課税総括課、個人課税課、資産課税課、法人課税課、間税課及び資料調査課の国税実査官は、命を受けて、次の各号に掲げる事務を処理する。

一　第五百二十五条第三号から第六号まで及び第八号から第十号までに規定する事務

二　第五百二十六条に規定する第四百六十九条第二号、第四号及び第五号並びに第五百二十六条第三号に掲げる事務

三　第五百二十七条に規定する第四百七十条第一項第二号から第六号まで、第八号、第九号及び同条第二項並びに第五百二十七条第三号に掲げる事務

四　第五百二十八条に規定する第四百七十二条第二号、第三号、第五号及び第六号並びに第五百二十八条第三号に掲げる事務

五　［同上］

六　第五百三十条第一号から第三号まで及び第五号から第七号までに掲げる事務

3　［同上］

（国税査察官）

第五百四十三条　査察課に、国税査察官百四十一人以内を置く。

2　［同上］

（副署長）

第五百四十六条　各税務署を通じて副署長五百十九人以内を置く。

［2・3　同上］

（税務署に置く課等）

第五百四十七条　［同上］

［2～4　同上］